

教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について（報告）

1 経緯

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が令和元年12月11日に改正・公布された。

改正後の給特法の規定により、文部科学大臣は教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定することとされ、令和2年1月17日、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定した（施行日は令和2年4月1日）。

指針では、都道府県及び指定都市の教育委員会は、条例に根拠づけた上で教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等に定めることとしている。

2 本市の対応

指針において人事委員会との認識共有及び連携が求められていること、昨年度の労働基準法の改正を踏まえた条例（職員の勤務時間、休暇等に関する条例）改正において、今後の国の働き方改革推進に係る取組に対応できるよう包括的に人事委員会規則（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）に委任する規定を設けていたことから、本市では、在校等時間の上限について人事委員会規則に規定した上で、教育委員会等が講ずる措置等については、別途定める方針（「広島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する方針」（以下「方針」という。））で規定する。

なお、国の働き方改革推進に係る取組に対応できるようにするという昨年度の条例改正の趣旨から、規則や方針の根拠となる条例については対応済みである。

(1) 人事委員会規則を改正して新たに規定した内容（別紙1）

- ・教育職員の範囲
- ・業務を行う時間の上限（原則 月45時間 年360時間）

(2) 方針に規定した内容（別紙2）

- ・方針策定の趣旨
- ・教育委員会及び所属長が講ずる措置（在校等時間の把握、休日・休憩の確保、産業医面談の実施など）
- ・留意事項（上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないこと、虚偽の記録の防止など）

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年広島市条例第106号）第2条に規定する<u>教育職員で</u> _____、同条例第3条第1項の規定により<u>教職調整額が支給される者</u> について、前項の規定によることが困難であると人事委員会が認める場合は、当該勤務日を起算日とする4週間前の日から当該勤務日を起算日とする16週間後の日までの期間とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4条～第5条の2 (略)</p> <p>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</p> <p>第5条の2の2 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</p> <p>(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間</p> <p>(ア) 1か月（月の初日から末日までの期間を</p>	<p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>2 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年広島市条例第106号）第2条に規定する<u>教育職員（以下「教育職員」という。）であって</u>、同条例第3条第1項の規定により<u>教職調整額が支給されるもの</u>について、前項の規定によることが困難であると人事委員会が認める場合は、当該勤務日を起算日とする4週間前の日から当該勤務日を起算日とする16週間後の日までの期間とすることができる。</p> <p>3・4 (現行に同じ。)</p> <p>第4条～第5条の2 (現行に同じ。)</p> <p>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</p> <p>第5条の2の2 (現行に同じ。)</p> <p>(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間</p> <p>(ア) 1か月（月の初日から末日までの期間を</p>

いう。以下この項_____において同じ。)において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この項_____において同じ。)において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1か月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1か月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6か月

2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処、重要な施策の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に

いう。以下この項及び次条において同じ。)において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この項及び次条において同じ。)において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ (現行に同じ。)

(2) (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

限る。)の規定を適用しないことができる。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 (略)

4 任命権者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1に掲げる事業に従事する職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条第2項に規定する教育職員を除く。)に時間外勤務を命ずる場合には、労働基準法第36条第1項の規定に基づく協定で定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

3 (現行に同じ。)

4 任命権者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1に掲げる事業に従事する職員(削る。)

教育職員を除く。)に時間外勤務を命ずる場合には、労働基準法第36条第1項の規定に基づく協定で定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(教育職員の超過業務時間及び月数の上限)

第5条の2の3 教育委員会は、超過業務時間(在校等時間(教育職員が在校している時間(正規の勤務時間(条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。))以外の時間に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間その他業務以外の時間及び休憩時間を除いた時間)及び勤務校以外において職務として行う研修への参加、児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間)から所定の勤務時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。))を減じた時間。以下同じ。))を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、超過業務時間を次の各号に掲げる時間及び月数

<p>第5条の3～第21条 (略)</p> <p>(委任規定)</p> <p>第22条 この規則の施行に関し必要な事項_____</p> <p>_____は、人事委員会が定める。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>1か月について100時間未満</u></p> <p>(2) <u>1年について720時間</u></p> <p>(3) <u>1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間</u></p> <p>(4) <u>1年のうち1か月において45時間を超える月数について6か月</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が定める。</u></p> <p>第5条の3～第21条 (現行に同じ。)</p> <p>(委任規定)</p> <p>第22条 この規則の施行に関し必要な事項<u>(第5条の2の3第3項の規定により教育委員会が定める事項を除く。)</u>は、人事委員会が定める。</p> <p>附 則 (現行に同じ。)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条の2の3第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間(令和2年4月以後の期間に限る。)」とする。

広島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する方針

目次

- 1 趣旨
- 2 対象の範囲
- 3 超過業務時間の上限
- 4 教育委員会及び所属長が講ずる措置
- 5 留意事項

1 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に所定の勤務時間外においては、超勤4項目（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務をいう。）以外の校務として行われる業務について、教育職員が対応している時間が長時間化している。

広島市教育委員会においては、これまで、教職員の入校・退校時刻の記録、「学校経営活性化に向けた取組計画」の策定、部活動休養日の設定及びワークライフバランスの実現に向けた取組の推進などの様々な取組を進めてきた。これらの取組や働き方改革に係るアンケート調査結果等を踏まえ、平成30年12月に、業務分担の見直しと効率化などの観点から、「広島市の学校における働き方改革推進プラン」を策定した。

そうした中、令和2年1月17日付けで、文部科学省は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）（以下「指針」という。）を制定した。

この指針に基づき、本市では、地方公務員の人事行政の専門機関であり、かつ、教育職員に係る労働基準監督権限を有する広島市人事委員会の規則（勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年広島市人事委員会規則第2号）（以下「勤務時間規則」という。））において、教育職員の超過業務時間（勤務時間規則第5条の2の3に規定する超過業務時間をいう。以下同じ。）の上限時間（以下「上限時間」という。）を定めるとともに、教育委員会において教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めることとした。

広島市教育委員会は、指針の制定及び勤務時間規則の改正を踏まえ、学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の業務量の適切な管理を行い、教育職員の健康及び

福祉の確保を図ることを目的として、本方針を定める。

2 対象の範囲

本方針に掲げる措置は、広島市教育委員会が任用する教育職員（臨時的任用職員を含む。以下同じ。）を対象とするものとする。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法第36条第1項の協定により定める時間外労働の限度時間が適用される。

3 超過業務時間の上限

勤務時間規則の規定によると、超過業務時間及び上限時間は次のとおりとなる。

(1) 超過業務時間

超過業務時間とは、在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。

ア 在校等時間とは、教育職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を含み、正規の勤務時間以外の時間に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間その他業務以外の時間及び休憩時間を除いた時間をいう。

イ 所定の勤務時間とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）及び8月6日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。

(2) 上限時間の原則

教育委員会及び所属長は、教育職員が超過業務時間を、以下に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

ア 1か月について45時間

イ 1年について360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

教育委員会及び所属長は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、3(2)の規定にかかわらず、超過業務時間を以下に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

ア 1か月について100時間未満

イ 1年について720時間

ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6か月

4 教育委員会及び所属長が講ずる措置

教育委員会及び所属長は以下の措置を講ずるものとする。教育委員会は、所属長が講ずる措置を適切に行うことができるよう、必要な助言、援助等を行う。

- (1) 所属長は、本方針の実施に当たって、在校等時間を管理するシステムにより、所属する教育職員の在校等時間を客観的に把握する。校外で行う業務や週休日及び休日の在校等時間についても、できる限り正確に把握する。

在校等時間を管理するシステムによって把握した超過業務時間の結果は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書として管理し、適切に保存する。

- (2) 所属長は、所属する教育職員の休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (3) 所属長は、所属する教育職員の健康及び福祉を確保するため、次のアからエまでの事項に留意する。

ア 所属する教育職員の勤務状況及び健康状態に応じて、産業医による保健指導や健康診断を受けることができるよう配慮する。特に、上限時間が一定時間を超えた教育職員については、産業医による保健指導を受けることができるよう配慮した上で、当該指導を受けるよう指導する。

イ 退校から入校までに業務に従事しない適正な時間を確保する。

ウ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。

エ 心身の健康問題の相談窓口として教育委員会が設置した「教職員メンタルヘルス相談」の積極的な利用を促す。

- (4) 教育委員会は、上限方針を踏まえた各学校の取組状況を把握し、その取組状況を踏まえた上で、超過業務時間の長時間化を防ぐため「広島市の学校における働き方改革推進プラン」に掲げる取組項目を実施する。
- (5) 教育委員会は、教育職員が上限時間を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について把握し、必要に応じて検証・助言、指導等を行う。
- (6) 教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置に関し、広島市人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行う。
- (7) 教育委員会は、教育職員に対して「教職員メンタルヘルス相談」について周知を図る。
- (8) 教育委員会は、本方針の内容について、保護者、地域住民等の理解が得られるよう広く周知を図る。

5 留意事項

(1) 上限時間について

校長等の学校の管理職をはじめとした全ての教育職員及び教育委員会等の関係者は、本方針が、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、超過業務時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。教育委員会及び所属長等は、特に次の点について留意する。

ア 上限時間が勤務時間規則に規定されていることをもって、上限の時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。

イ 在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

また、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることがあってはならないことに留意する必要がある。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務は職場で行うことが基本であって業務の持ち帰りは行ってはならないものであり、当然、上限時間を遵守することを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が生ずることがあってはならない。

仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、教育委員会は、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から実施する。